

■教育行政のポイント

“免許制度改革”のゆくえ

菱村 幸彦

4月25日、中央教育審議会から答申「第2期教育振興基本計画について」が出された。答申内容は、教育政策の全般にわたる大部なものなので、その全体を紹介することはできないが、一つだけ、教員免許制度の改革を取り上げたい。

後退した教員免許の修士レベル化

まだ民主党政権下にあった平成24年8月に中教審の教育振興基本計画部会がまとめた「審議経過報告」では、免許制度改革について「修士レベル化に向けた養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い」と記されていた（下線は筆者）。

ところが、今回の答申をみると、この箇所が「修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い」と変わっている。どうやら、中教審は、免許制度改革について「修士レベル化」の方針を後退させたようだ。

民主党政権の発足当初は、明日にも免許更新制を廃止し、教員免許制度を抜本的に改革するような雰囲気だった。が、結局は、中教審答申を得ただけで終わり、制度改革はできなかった。

念のため、民主党政権下で出された中教審答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成24年8月）を見てみると、その概要は、次のとおりである。

- (1) 新たに一般免許状、基礎免許状、専門免許状を創設する。教員となるには一般免許状の取得を標準とし、修士レベルの課程修了者に授与する。
- (2) 当面、基礎免許状を併用する。基礎免許状は、学士課程修了者に授与するが、採用後に修士レベルの課程で学んで一般免許状を取得するものとする。
- (3) 専門免許状は、一定の経験年数を有する教員が、①大学院レベルの教育、②国が実施する研修、③教育委員会と大学の連携による研修等により取得

できる。

要するに、この答申のポイントは、教員免許を修士レベル化することにあった。これには文部科学副大臣であった鈴木寛氏の意向が色濃く反映していたことは広く知られている。

では、自民党政権は、教員免許制度の改革についてどのような考えを持っているのか。下村博文文科相の意向は、必ずしも明らかではないが、自民党の教育再生実行本部・教育委員会制度分科会（座長・義家弘介議員）が衆議院選前に出した「中間取りまとめ」では、教員免許制度改革について、次のような方針を打ち出している。

- (1) 大学の教職課程終了により授与される免許状を「准免許状」とする。
- (2) 採用後、一定の実務経験を積み、試験に合格した者に、免許管理者である教育長は「普通免許状」を授与する。

教育現場のインターンシップを重視

つまり、自民党の方針は、大学・大学院卒業者に「准免許」を付与し、学校現場でインターンシップ（1～2年間）を経た後、本免許を付与して正式採用とするという考えである。これは民主党政権が目指していた教員免許の修士レベル化とは違う。これをまとめた分科会の義家座長は、現在、文部科学政務官であることからみて、免許制度改革を行うとすれば、この線が進むだろう。

もう一つ、免許更新制について付言しておこう。免許更新制はもともと第1次安倍内閣の下に設けられた教育再生会議の提言に基づいて導入された制度である。となると、自民党政権下では、免許更新制の充実のための見直しはあっても、廃止することはあり得ないと考えるべきだろう。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

●学校現場で日常に起こりうる事例をもとに、学校として求められる対応と判断を法律に基づき解説！

『事例で学ぶ“学校の法律問題”』

【編集】坂田仰／黒川雅子 A5判・200頁／定価2,100円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）